

発行/
芦屋市役所
TEL. 0797-31-2121
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

■問い合わせ
課税課市民税担当 ☎38-2016
課税課固定資産税担当 ☎38-2017
FAX25-1037



3月17日(月)までに申告してください。

身近でよりよい行政サービスを行うため、平成十九年度、国(所得税から地方(住民税)へのいわゆる「税源移譲」が行われました。

税源移譲は、個々の納税者の所得税と住民税を合わせた税負担は基本的に変わらないこととされています。

ところが、現に所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、税源移譲に伴い所得税が減少することにより、引ききれない控除額が発生または増加し、一方で住民税が増加(税源移譲により)するため、結果的に税負担が増える場合があります。

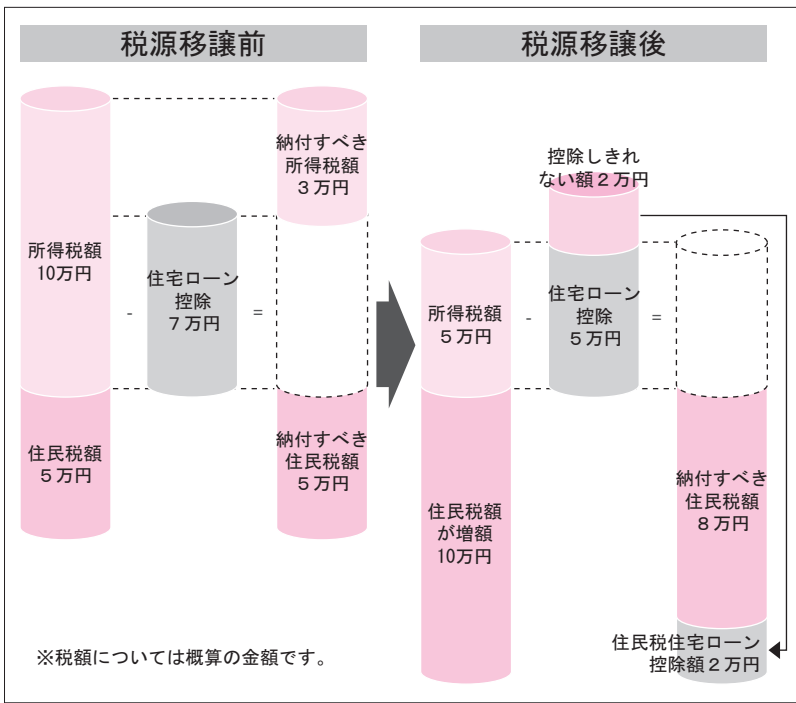
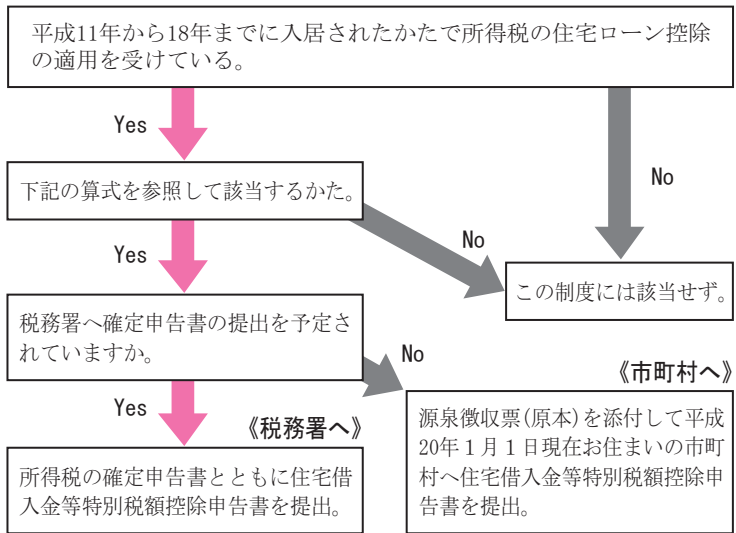
このようなことから、税源移譲に伴い所得税の住宅ローン控除額が減る場合に、この減少分を翌年度の住民税から控除することができる制度が平成二十年度から(平成二十八年まで)創設されました。

なお、この住民税の住宅ローン控除を受けるためには平成二十年三月十七日までに申告していただく必要があります。

住民税の住宅ローン控除 (住宅借入金等特別税額控除) が始まります

住民税の住宅ローン控除の対象となるかた

平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります(平成28年度まで)。



住宅ローン控除額の算出方法

* 所得税の確定申告をされないかた

下記の算式により、住宅ローン控除額が、0よりも大きい場合、住民税から控除されます。

給与所得の源泉徴収票の **あ** から **い** を引いた額が課税される所得金額Aになります。

$$\text{あ} \text{円} - \text{い} \text{円} = \text{A} \text{円} \text{ (千円未満切捨て)}$$

$$\text{A} \text{円} \times \text{旧税率(表①より)} = \text{税源移譲前の所得税額} \text{円} \dots \text{①}$$

$$\text{住宅借入金等特別控除可能額} = \text{う}$$

$$\text{A} \text{円} \times \text{新税率(表②より)} = \text{税源移譲後の所得税額} \text{円} \dots \text{②}$$

$$(\text{①}, \text{うのいずれか少ない金額} \text{円}) - \text{②} \text{円} = \text{住宅ローン控除額} \text{円}$$

* 所得税の確定申告をされるかたは、市民税担当へお問い合わせください。

⑤に記載のあるかたが対象となる可能性がありますので、左の算式でご確認ください。

表①【税源移譲前の所得税 税率表】

課税される所得金額	税率
1,000円から3,299,000円	10%
3,300,000円から8,999,000円	20% - 330,000円
9,000,000円から17,999,000円	30% - 1,230,000円
18,000,000円から	37% - 2,490,000円

表②【税源移譲後の所得税 税率表】

課税される所得金額	税率
1,000円から1,949,000円	5%
1,950,000円から3,299,000円	10% - 97,500円
3,300,000円から6,949,000円	20% - 427,500円
6,950,000円から8,999,000円	23% - 636,000円
9,000,000円から17,999,000円	33% - 1,536,000円
18,000,000円から	40% - 2,796,000円